

# 令和3年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議長	6番	田島清美
副議長	4番	尾関俊治
議員	1番	間宮寿和
〃	2番	關谷樹弘
〃	3番	高橋伸治
〃	5番	川島功士
〃	7番	伏屋隆男
〃	8番	岡田文雄
〃	9番	安田敏雄
〃	10番	長野恒美

## 不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

議長	6番	田島清美
副議長	4番	尾関俊治
議員	1番	間宮寿和
〃	2番	關谷樹弘
〃	3番	高橋伸治
〃	5番	川島功士
〃	7番	伏屋隆男
〃	9番	安田敏雄
〃	10番	長野恒美

## 欠席議員

議員	8番	岡田文雄
----	----	------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第1号）

令和3年9月8日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号報告 令和2年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第5 第4号報告 令和2年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第6 第5号報告 放棄した債権の報告について
- 日程第7 第54号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について
- 日程第8 第55号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第9 第56号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第57号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 第58号議案 町道の路線認定について
- 日程第12 第59号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 第60号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第61号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 第62号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第63号議案 令和2年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第64号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第65号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第66号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第67号議案 令和2年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第21 第68号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計決算認定について
- 日程第22 第69号議案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第23 第70号議案 こども庁の設置を求める意見書について

開会 午前10時00分

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和3年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（田島清美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 間宮寿和議員

7番 伏屋隆男議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（田島清美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（田島清美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告を申し上げます。

監査委員より、令和2年度5月分、令和3年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付をさせていただきました。

○議長（田島清美君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第3号報告から日程第6 第5号報告まで及び日程第7 第54号議案から日程第23 第70号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第4、第3号報告から日程第6、第5号報告の3報告、日程第7、第54号議案から日程第23、第70号議案までの17議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告ほか2件の報告案件3件、専決処分の承認1件、人権擁護委員の候補者の推せん1件、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか1件の条例案件2件、町道の路線認定1件、令和3年度一般会計ほか3件の補正予算4件、令和2年度一般会計ほか5件の決算認定6件、以上、報告を含め18件の案件であります。

このうち議案書9ページの第55号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の安藤隆氏、森真理子氏、千村ゆかり氏及び岩村雅人氏の任期が令和3年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

その他の詳細につきましては、副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田島清美君） 副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第3号報告、こちらは令和2年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率、4つございますが、これについて監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

まず、実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合でありまして、実質赤字がございませんのでハイフンの表示としております。

2つ目の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合でございますが、連結の実質赤字がないためハイフンの表示としております。

実質公債費比率であります。6.0%であります。地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。6%でありました。ちなみに早期健全化基準は25%であります。

最後の将来負担比率であります。67.5%でありました。こちらは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。先ほど申し上げた67.5%でありました。

なお、参考までに早期健全化基準は350%であります。この実質公債費比率、将来負担比率とも消防とか、ごみ・し尿等の笠松町が加入しております一部事務組合の負担も含んでおります。

以上、令和2年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準

の範囲となっております。全ての指標が前年より改善されました。

2ページの第4号報告 令和2年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足がないため、ハイフンの表示としております。

続きまして、3ページの第5号報告 放棄した債権の報告についてであります。

笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条の規定により、債権を放棄したので、第7条に規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄事由は時効期間満了によるもので、人数は64人、金額は44万197円で、放棄年月日は令和3年3月31日であります。

続きまして、4ページの第54号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。令和3年8月12日に専決をさせていただきました。補正額は100万円であります。

内容につきましては、8ページでございますように、第12款の予備費を100万円補正させていただいたものであります。施設の老朽化による突発的な修繕対応などにより予備費の残額が減少したため、9月の定例町議会までの緊急的対応経費を確保するために増額させていただきました。

参考までに当初予算は500万円でございますが、8月11日現在では452万1,000円を充用しておりました。なお、令和2年度決算では最終的には964万円でありましたが、このときは予算額が2,000万円ございましたが、今年度は500万円しか当初予算に組んでおりませんので、こういった対応をさせていただきました。財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

11ページをお開きいただきたいと思います。議案資料では1ページとなります。

第56号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、この一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容でございますが、特定教育・保育事業等、つまり幼稚園とか保育所、認定こども園でございますが、こちらの業務負担軽減や保護者の利便性向上のため事業者における書面の作成、

保存、提出、保護者への説明、書面の交付等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものであります。

資料の3ページの第53条の新的ところを見ていただきますと分かりますように、6つの項の改正を行っております。

また、保護者への説明等における電磁的方法について、既に規定している条項については重複を避けるため、1ページの旧のところですね。第5条第2項から第6項までのところと第38条の第2項のところですが、重複を避けるため削除しております。

施行期日は、公布の日であります。

この条例における電磁的方法に係る改正については、厚生労働省の改正に伴い、6月議会で可決され、7月1日から施行しておりますが、特定教育・保育施設については、内閣府の改正が遅れ、8月2日に公布されたため、今回改正したものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案の14ページ、議案資料では6ページになりますが、第57号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

笠松町体育施設の緑地公園内テニスコートの利用について、現状の利用状況に合わせた減免規定を適用させ、利用の公平性を保つため所要の規定整備を行うものであります。

御承知のように、この条例は昨年12月に大幅に改正させていただきましたが、資料6ページの料金表の緑地公園内テニスコートの部分でございますが、こちらの欄外の備考1のように減免対象となる時間を「午前6時30分から午後6時30分」を「午前6時から午後6時」に変更する改正でございます。

以前から緑地公園テニスコートを頻繁に利用されるテニス協会や利用者からは、現状、早朝から利用しており、30分遅くなると活動に支障が出てくるという旨のお話がありまして、使用時間について改善の要望があったため、見直しを今回行うものであります。

施行期日は、令和3年10月1日。経過措置として、令和4年1月4日以降の施設利用に係る手続から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例によることといたします。

次に、議案の15ページをお開きいただきたいと思います。議案資料では7ページとなっております。

第58号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうかなど適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

北及74号線で起終点とも北及でございます。場所は北及字流地内で、町民運動場駐車場の西側の宅地開発による新設道路で、今回6区画が分譲される計画となっております。延長は64メートル、道路幅員は6メートルから13メートル、道路延長が55メートル以上の行き止まり道路でございますので、途中で回転広場が設けられております。

以上が第58号議案でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

第59号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回は3億2,024万2,000円の増額補正を提案させていただくものであります。

いつものように歳出から御説明申し上げます。24ページをお開きいただきたいと思っております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、295万円の補正が出ております。こちらは名誉町民の故松原登士弘氏の生前の偉大な御功績と御遺徳をしのび哀悼の意を表するため、偲ぶ会を今のところ10月24日に開催予定ですが、その開催に当たり所要の費用を計上させていただくものであります。需用費、役務費については、御案内するための費用でございます。そして、偲ぶ会の支援委託料として275万円、こちらは祭壇、あるいは会場設営・撤去、司会、動線案内、それから献花台とか遺影撮影ほかの諸経費を含んでおります。なお、一般の方の献花も計画いたしております。

そして、第3目 財産管理費で3つの補正を行っております。

1つ目は、町所有の国登録有形文化財であります杉山邸の母屋1階においてシロアリによる被害が数か所確認されたため、建物の適正な維持管理を行う観点からシロアリ駆除委託料を18万2,000円計上いたしました。施工面積は24.5坪であります。

2つ目は、門間倉庫でございますが、こちらをコロナ禍における地域住民の一時的な避難場所の確保及び新型コロナウイルス感染症対策物資や資材を保管するためのスペースとして活用するに当たり、経年劣化による雨漏りの修繕等に必要な工事請負費を2,427万6,000円計上させていただきました。先般行いました県町書庫に比べ面積が1.7倍ございますので、ちょっと大きな金額となっております。財源は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を全額充てる予定でございます。

3つ目は、町有地で普通財産がございますが、今回、弥生町31番6の普通財産でございますが、こちらを居住用土地として賃借されている方より、親族の方から建物を取り壊す費用が捻出できないため、現状のまま土地を返却した旨の申出がございましたので、この建物を寄附といたしますか、放棄いただいた後、町で取壊しを行う費用を212万5,000円計上させていただきました。土地は96.52平方メートル、建物は3棟ございまして、延べ床が128.54平方メートルでございます。

町としては、今後、公募により土地を売却する予定でございますが、段階的にはまず現状の

まま公募して、応募がない場合は、今回の計上させていただきました予算を使って、その後、公募により進めていく予定でございます。まずは現状で公募を行いたいと思っております。

それから、第5目の町民バス運行費でございますが、こちらは第2回目の地域公共交通会議を開催するための経費を2万円計上させていただきました。当初予算では、デマンドタクシーの試行運行のための1回の予算を組んでおりましたが、2月に実証運行が終わりまして、次のステップに移行する場合の分を今回補正させていただくものでございます。

25ページですが、第2款の第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、昨年度開設いたしましたポータルサイトさとふるにおいて掲載する返礼品を充実させましたところ、寄附件数、寄附金額が大幅に増え、各種経費の当初見込みを上回ることによる諸経費の増額を3,671万5,000円計上させていただきました。当初は2,000件を見込んでおりましたが、予想では9,800件あるだろうということで、最終的な寄附金の見込額は8,750万円を想定しております。なお、今回の補正では、歳入のほうは対応しておりません。需用費の消耗品はお礼の品と配送料等でございます。それから役務費、手数料については、ポータルサイト利用料でふるさとチョイスと楽天、それから決済手数料としてふるさとチョイス、楽天、郵便振替でございます。

また、ふるさと納税業務委託料の662万3,000円は、さとふるとか、ふるさとチョイス、楽天への一括業務代行委託料であります。また、寄附金受領証明書等発行・発送代行委託料、これはさとふる、ふるさとチョイス、楽天へのものでございますが、662万3,000円を補正させていただきます。

それから、45万3,000円の補正がございますが、こちらは新たな名産品として現在開発中の笠松隕石をモチーフとした和菓子商品のPR経費を助成し、地域経済の活性化を図るため、笠松菓子工業組合へ補助金を今回45万3,000円計上させていただきました。

組合のほうではPR経費として58万円計画されております。内容としてはタウン情報誌のG i F U T Oの全域版への広告掲載費用、それからポスター、のぼり作成費用等58万円で計画されておまして、今回は令和元年度の組合への補助金の繰り越しが12万7,000円ほどございますので、今回の補正はこの計上の金額となっております。

それから、第5目のマイナポイント推進事業費であります。御承知のようにマイナポイントの申込期限が9月末から12月末に延長されたことにより、特設窓口の設置期間を延長することによる諸経費を81万9,000円増額するものであります。当初では150万円ほどございますが、これに加えるものであります。今回増額するのは需用費の消耗品で25万円、これは用紙とか文具等の金額、それからマイナポイント環境整備事業委託料ということで、派遣会社から職員1人を派遣していただき、週の月・水・金を2階の小会議室で待機していただいておりますが、この増加分が41万9,000円、そしてタブレットを借りておりますので、その使用料を45万円追加するものであります。

なお、御承知のように、4月末までにマイナンバーカードを交付された方が対象だけでありまして、それほど事務はありません。参考までに8月中旬の笠松町の交付率は約40%であります。

第3項の徴税費の第1目 税務総務費でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、法人収益の減少により不足が生じると見込まれる町税還付金を200万円増額するものであります。この町税還付金、当初では700万円を予定しておりましたが、8月末で674万4,454円の還付が決まっておりまして、今回200万円を追加して900万円の予算にする補正でございます。

民生費のところはずうっと精算ですので飛ばしていただいて、26ページの第3款 民生費、第2項 児童福祉費の第2目 こども館費でございますが、新こども館開館に伴う所要の経費を合計で1,209万4,000円増額させていただき補正であります。

現在、建設中でありまして12月末の完成を予定しておりまして、年明けの2月から3月には新しいほうに移りたいということで、今回、新しいほうの維持経費の需用費として光熱水費を16万8,000円、内容としては、電気代、ガス代、水道・下水道料でございます。

なお、現在のこども館につきましては、1年分の維持管理費を組んでございましたが、3月分だけは今回減額させていただいて、2か月間で準備のための作業を行いたいと考えております。あと電話代もそうですね。3か月分を新しいほうに予算を組ませていただきました。

それから備品購入費でございますが、今回1,190万3,000円を計上させていただきました。家具、遊具、机等の備品でございますが、できるだけ既存のものを利用したいと考えておりまして、空気清浄機とか、コロナ対策で購入したもの、あるいはワクチンの接種で購入したもの、あるいは現在のこども館のものをできるだけ活用したいと思っておりますが、今回新しく計画しておるのは、机、椅子、これは事務室と図書室のものですが、それからおもちゃ籠収納棚、ロッカー、本棚、ボルダリングですね。そしてカーテン、ローカル放送アンプ一式、会議用机、防犯カメラ、そしてWi-Fiスポット、パソコン、タブレット、倉庫用スチールラック等を計画しております。

なお、屋外では有事でも活用できるかまど型のベンチですね。それから、ぶらんこもユニバーサルデザインのかごぶらんこを計画しております。そして滑り台も予定しております。

なお、参考までにですが、現在新こども館ですが、愛称を募集すべく計画しておりまして、広く公募により決めていきたいと思っております。それからもう一つ、ことばの教室も新しいほうに入る予定ですが、現在はことばの教室という名称になっておりますが、実態と名前があまり合っていないということで、現在、地域振興公社のほうで笠松町親子サポート何とかというような、名前とやっていることが一致するような名称に変更すべく進められておりますので、紹介させていただきました。

先ほども若干言いましたが、そのほかの民生費の補正は令和2年度の事業費精算に伴う補正ですので、省略をさせていただきます。

それから、26ページ一番下に委託料の240万6,000円の補正がございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、こちらは健診結果等の情報を転居時に市町村間で引き継いだり、マイナポータルを利用し、個人が一元的に確認できるよう健康管理システムを改修するため、委託料を240万6,000円計上させていただきました。

内訳としては、健診情報連携システム開発が153万4,500円で、こちらは国庫補助金が3分の2対応されます。それから標準化ファイル自動入力開発ということで、こちらは87万1,200円ですが、こちらは2分の1が国の補助金で対応されます。

そしてもう二つ補正がございますが、医療用補正具の助成に乳房補正具を追加することに伴い、助成金を10万円計上させていただきました。従来は医療用ウィッグ、かつらだけでしたが、今回、乳房補正具を追加する補正でございます。一応5人分の10万円を計上させていただきました。2分の1が県補助金で対応されます。それから、令和2年度子ども・子育て支援交付金の確定に伴い、返還金を25万9,000円計上させていただきました。

それから、27ページの第2目 予防費でございますが、ワクチン接種を実施するに当たり、所要の経費を今回7,423万3,000円計上させていただきます。当初予算で1億2,000万、それから6月に4,000万計上させていただきましたが、今回はこの金額を追加で計上させていただきます。第2回定例会の補正後、国・県の新たな支援策が提示されたことなどに対し、新たな補正対応をするものであります。

報償費につきましては、歯科医師の接種に伴う報償費で、7月から11月の日曜日の13日間分を計上させていただきました。情報センター委託料は、接種記録をマイナンバーと情報連携を行う情報連携システムを改修するための委託料であります。それから、人材派遣委託料につきましては、ワクチン接種におけます事務とか看護師を10月までお願いする。そして、コールセンターの事務を11月まで期間延長することによる増額であります。

また、新型コロナワクチン接種委託料で3,900万円強の増額につきましては、新たに休日、時間外に係る接種費用を増額するものでありまして、こちらは個別接種に関わるもので、普通1回接種しますと2,277円ありますが、時間外に接種されるとこれに803円が加算されるという分、それから休日の接種の場合は2,343円が加算されるということで、合計で差引きありますが、3,778万円強を今回増額させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業委託料で1,059万7,000円の補正をしておりますが、これは集団接種会場におけるもので、新たに休日時間外接種に係る医療機関に対する費用をこれだけ増額させていただくもので、お医者さんとか、歯科医師とか

看護師さんを派遣いただきますが、この方にお支払いするもので、参考までにお医者さんの場合2万5,000円に7,550円、歯科医師、看護師が5,000円に2,760円加算されるというものであります。そして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種加速化支援事業委託料ですが、こちらは新型コロナウイルスワクチン個別接種の促進のため、時間外や休日に実施した接種に対し、回数に応じ加算金を支給するもので、2,000円が加算され、今申し上げたワクチン関係の接種は国の補助金で対応されます。

それから返還金の補正がございますが、こちらは令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の額確定に伴い、返還金をこれだけ計上させていただきました。接種事業が令和3年に回ったため、不用額が生じたためこういった補正となっております。

それから第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございますが、国から事業者支援のさらなる取組をしてほしいとの要請がございました。町ではこれで第8弾となる事業となりますが、より広く飲食業も事業者も利用いただけるものではないかということで、感染拡大対策強化を図るための感染予防対策に要する費用の一部を助成するための補助金を625万円計上させていただきました。

これは商工会への補助金で事業主体は商工会でやっていただきますが、補助率は3分の2で、内容としては3つのものを購入いただくということで考えておりまして、1つは消毒液、マスク等を購入される場合1万5,000円までの補助、それから、2つ目はディスペンサーを購入される場合は2万5,000円までの補助、それから、3つ目は検温器を購入された場合は10万円まで補助するというので、これは全て併用して利用されることも可能ですので、多い方ですと1事業者14万円の上限の補助金ということになります。

事業費は以上ですが、振込手数料等が発生してきますので、商工会に振込手数料等で50万円を予算計上しております。財源は全ての国のコロナ対策臨時交付金でございます。

第7款の土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、今年の夏、非常に雨が多かったこともございまして、道路修繕を要する箇所が当初見込みを大きく上回るため、所要の経費を増額させていただきました。全体で192万7,000円で、需用費では修繕料として156万円、そして原材料費として36万7,000円を計上させていただきました。

それから、工事請負費の補正が480万円がございますが、こちらは緊急自然災害防止対策事業債を活用して道路利用者が安心して通行できるよう、自然災害の予防に資する対策として道路修繕を実施することによる工事請負費を増額するものでございます。今年度当初で奈良津堤のみなど公園から西までの工事を行いました、さらにそこから名鉄踏切までの分を今回の増額分に対応したいと考えておりまして、延長は130メートル、面積は780平方メートルでございます。

なお、この起債でございますが、充当率は100%でございまして、元利償還金の70%が普通

交付税の基準財政需要額に算入されるという起債でございます。県に配分される毎年度の枠がございまして、必ずしも手を挙げたら採択されるというものではございませんが、少しでもこういった事業を今後も続けていきたいと考えております。

第2目の道路新設改良費でございますが、こちらは道路拡幅要綱により拡幅する路線について、昨年度から今年度かなり積み残しがございましたので、行わせていただきましたが、地権者より寄附を受けた道路用地を拡幅するため、今回さらに追加で工事請負費を244万6,000円計上させていただきました。2件ございまして、いずれも田代字若宮地内の宅地開発によるものでございます。それから330万円の工事請負費の補正がございますが、こちらはその後説明しますが、調整池の上部整備に合わせて周辺道路を整備するため、工事請負費を330万円追加させていただきました。調整池の北側と東側の側溝設置と道路舗装の分でございます。

そして、28ページの第3項 河川費、第2目 河川新設改良費ですが、こちらは調整池の整備の関係でございますが、既決予算ではフェンスと、それからのり面の防草対策で720万円ほど今回当初で組ませていただきましたが、県との協議である程度実施することが決まりましたので、この調整池上部への侵入防止、それから防草対策に併せて上部の一般利用を見越した整備を行うため、こういった金額を追加させていただきました。

工事内容としては、フェンスの設置が154メートル、それからのり面の防草コンクリート工が220平方メートル、駐車場の舗装が180平方メートル、上部整地が1,300平方メートルでございます。

第8款の消防費 第1項 消防費、第2目の消防施設費でございますが、こちらは円城寺と門間の防火水槽の補水バルブが故障したため、修繕工事請負費を計上するものでございます。既決で33万円ございましたので、これだけの金額を追加させていただきます。

第9款の教育費、第2項の小学校費と第3項の中学校費、それから第2目はいずれも教育振興費でございますが、こちらは国の理科教育設備整備費補助金を活用して理科教育等の振興に資することを目的として教材備品を整備するため、教材器具費を小学校費で199万6,000円、中学校費で365万8,000円増額させていただくものであります。

内容でございますが、笠松小学校は顕微鏡ほか4点、松枝小学校は人体骨格模型ほか2点、下羽栗小学校は生物顕微鏡ほか2点、それから中学校は天体望遠鏡ほか15点であります。いずれも事業費の補助基準額の2分の1が国の補助金であります。

それから、第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございますが、こちらは以前、全協でお話ししたかと思いますが、岐南町さんと共同で管理しております羽栗社会教育施設を岐南町へ売却するに当たり売却予定価格を算出するため、土地の鑑定評価を行うため委託料を100万円強計上させていただきました。鑑定評価は公正かつ適正な売却価格を算出するため、2社への依頼を考えておりましてこういった金額となっております。笠松町の所有土地は

6,772平方メートルであります。

それから、第11款 諸支出金、第1項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、今回は前年度繰越金の全額であります2億9,083万7,000円を予算計上しておりまして、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を9,859万円増額させていただきました。

また、第12款の予備費でございますが、専決では100万円を確保させていただきましたが、今後半年分の緊急財源、主に今はコロナ対策になると思いますが、それを確保したいと思しますので、予備費を今回900万円増額させていただきました。

歳入につきましては、ほとんど歳出のほうで御説明いたしました。21ページの第9款の地方特例交付金につきましては、交付金の額が決定したことにより減額をしております。

また、21ページの第10款の地方交付税でございますが、普通交付税の額が決定したことにより8,000万円増額させていただきました。

それから、23ページの繰入金につきましては、介護保険特別会計の令和2年度精算に伴うものでございます。

24ページの第21款の町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い減額を2,200万円行っております。交付税が増えた分、こちらが減るという感じになります。

それから、20ページの地方債の表でございますが、先ほど土木費で説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債を追加し、それから臨時財政対策債の額を変更しております。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、30ページの第60号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

3,589万5,000円の増額でございます。

33ページの歳出から御説明申し上げますと、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で委託料が7万9,000円の補正がございますが、こちらは第三者行為納付金が見込みより増加したことに伴い、第三者行為求償事務委託料を7万9,000円増額するものであります。

交通事故の場合、加害者が負担するわけで、国保会計がその方に請求するわけですが、この事務を国保連合会がやってくれていますので、その納付金の5.15%分を支払うということで不足分を補正するものでございます。

あとは年度の精算でございますので、省略いたします。

34ページの第61号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

710万4,000円の増額の補正でございます。

37ページの歳出をお開きいただきたいと思いますが、令和3年度に後期高齢者医療広域連合に納付する令和2年度の出納整理期間中の保険料収納分を664万2,000円増額させていただきます。それから、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請に伴い、減額となる保険料還付金、過年度分でございますが、これを46万2,000円増額させていただきます。

歳入につきましては、前年度の繰越金の確定及び保険料の還付金の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、38ページの第62号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

8,267万円の増額補正でございます。

こちらも歳出のほうから御説明いたしますが、43ページになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の納付が困難な方への減免や、期限後の確定申告による介護保険料の賦課更正により、平成31年度及び令和2年度の介護保険料減額による保険料の還付金を12万2,000円増額しております。

また、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の前年度精算に伴い、負担金等償還金を1,958万9,000円、そして一般会計繰出金を1,360万7,000円増額しております。また、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の事業精算による増額補正の財源に充てた後の前年度保険料余剰分について、介護保険基金に積み立てるための予算措置を4,935万2,000円行っております。

歳入につきましては、歳出で御説明しましたので省略します。

それから決算の関係でございますが、44ページの第63号議案から47ページの第66号議案までの決算認定の4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すものであります。

また、48ページの第67号議案、水道事業会計剰余金の処分及び決算認定と、49ページの第68号議案、下水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するとともに、剰余金の処分について町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの部長から御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田島清美君） この際、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

堀企画環境経済部長、よろしくお願いします。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、第63号議案 令和2年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から、第66号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの4議案を一括して説明をさせていただきます。

お手元の令和2年度決算説明資料を御準備いただきたいと思います。

まず1ページ、2ページをお開きください。4つの会計の決算額の合計といたしまして、歳入総額142億8,341万9,612円、前年度に比べまして23.4%の増、歳出総額につきましては、136億5,733万324円、前年度に比べまして23.1%の増でございます。歳入歳出差引額6億2,608万9,288円となりました。

続きまして、3ページ、4ページを御覧ください。一般会計の歳入決算額を款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計が99億1,747万1,285円、予算現額と比較としまして1億4,268万6,715円の減、収入割合は98.6%となっております。前年度比39.1%増でございます。

4ページにあります未収入額につきましては、第1款 町税、不納欠損額を含めまして1億2,617万5,650円、前年度比4.5%増でございます。

第12款の分担金及び負担金の未収入額613万5,118円は、保育料、放課後児童クラブ利用料、学校給食費負担金の未収入額で、前年度比8.2%の減でございます。

第13款の使用料及び手数料の未収入額600円は、平成30年度からの未納分でございます。獣畜の火葬場使用料1件分でございます。

第14款 国庫支出金の未収入額7,862万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、新こども館の建設に伴います次世代育成支援対策施設整備交付金など4件が未収入となっているものでございます。

第15款 県支出金の未収入額は704万5,000円、これも新こども館建設に伴います次世代育成支援対策施設整備交付金が未収入となっております。

第17款 寄附金200万円につきましては、篤志者の寄附金1件分でございます。

第20款 諸収入291万円は、修正申告によりまして福祉医療費の対象適用除外となりましたその期間の医療費分でございます。

続きまして、5ページ、6ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳出決算を款ごとに表示をしたものでございます。支出済額の合計94億1,628万8,231円で、歳出予算額の執行率は93.6%となりました。前年度比39%の増でございます。

6つの款にございます翌年度の繰越額の合計3億936万4,400円につきましては、令和2年度から令和3年度に17件の事業を繰り越しているものでございます。歳入歳出の詳細につきまし

ては、後ほど決算認定資料によりまして説明をさせていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。地方財政状況調査によります年度別の収支状況を5年間表示しております。令和2年度の状況につきましては、表の一番右に記載をしております。令和2年度の歳入歳出差引額、形式収支C欄は5億118万3,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄8,050万5,000円を差し引いた額、実質収支のE欄4億2,067万8,000円、その実質収支E欄から前年度の実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は8,186万8,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄を加え、基金取崩額I欄を差し引いた額、一番下になりますが、実質単年度収支は490万2,000円の赤字となりました。

続きまして、9ページから24ページにかけましては、決算データといたしまして科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費等を過去の推移も含めて掲載をしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

飛んでいただきまして、25ページ、26ページを御覧いただきたいと思っております。上段には給与費を表示しております。共済費を含む給与費合計額が表の一番右下になりますが、8億9,536万7,238円で前年度比11.4%の増となっております。この増の理由につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まりました。それによりまして雇用した76人の報酬、期末手当が含まれているということで増額となっているものでございます。

ここで職員数を御報告させていただきます。

令和2年4月1日で122人の職員がおりました。年度末に2人退職、4人採用したため、令和3年4月1日現在では2人増の124人となっております。

下段には町債の状況を表示してございます。令和2年度末の現債額は67億7,459万1,939円、前年度比2.5%の減となっております。令和2年度中の起債額につきましては、総務債3件で2億8,551万7,000円、教育債で2件5,380万円、合計5件で3億3,931万7,000円の借入れをしております。

一方、令和2年度中の償還完了は1件ございました。よって、未償還の件数には前年度に比べまして4件増の100件となっております。

それでは、続きまして、一般会計の歳入について御説明をさせていただきます。

議員の皆様は決算認定資料別冊になっていると思っておりますが、1ページをめくっていただきますと44ページになります。順に説明をさせていただきます。

第1款、歳入の28.6%を占めます町税、決算額28億3,687万4,000円、前年度比0.3%増でございます。

第1項 町民税、第1目 個人、決算額12億3,936万円、前年度比2.9%増でございます。これは、この個人町民税は納税義務者数が前年度比で119人増加し、調定額も前年度比3.2%の増

加となったことによるものでございます。収納率は現年課税分で98.3%でございます。

第2目 法人、決算額1億2,140万円、前年度比21.2%の減でございます。こちらにつきましては、9.7%から6%への税率改正、これが令和2年9月末以降の決算法人から新税率が適用となったことに伴いまして税額が減少となったものでございます。また、この新税率の適用法人のうち、当町の法人税割の課税額上位の事業所が前年度に比べまして68.3%減と大幅に減少になったことによるものでございます。収納率は現年課税分で99.5%でございます。

第2項 固定資産税、決算額12億9,894万9,000円、前年度比0.5%増でございます。まず土地につきましては、地価下落を反映した価格修正によりまして、前年度比0.7%の減、家屋につきましては、新增築が前年度比47棟増と大幅に増となったことによりまして、前年度比3.3%の増、償却資産につきましては、景気低迷及び消費税率の引き上げに伴いまして、新規投下資産の減少により前年比1.1%の減となりました。

第2款 地方譲与税から次のページの第8款 環境性能割交付金までにつきましては、国税や県税の収入額に応じて、右のページに記載をしております条件等により譲与、交付されたものでございます。その中で新たに交付金が新設されておりますので、御説明をさせていただきます。

46ページをお開きください。第6款 法人事業税交付金でございます。こちらは令和2年度より新設された交付金でございます。地方法人特別税及び譲与税の廃止に伴いまして、法人町民税法人割の減収分の補填でございます。県の法人事業税の一部を令和2年度から令和4年度までにつきましては、町民税法人税割額で案分され、交付されるものでございます。令和2年度は1,218万4,000円の交付金でございました。

新たにこの款が追加されたことによりまして、元年度から比べて、それ以降の款が1款ずつ繰り下がっているというものでございます。

続きまして、第10款 地方交付税、決算額10億9,329万3,000円、前年度比0.2%減でございます。内訳といたしましては、普通交付税10億3,723万6,000円、特別交付税5,605万7,000円でございます。

第12款 分担金及び負担金、決算額1億2,611万円、前年度比21.5%の増となっております。この増の主な要因といたしましては、48ページを御覧ください。

第4目の教育費負担金の中で右側に書いてありますが、令和2年度より給食費の公会計化によりまして、学校給食費負担金7,671万5,000円が新たに収入となったことによるものでございます。

続きまして、50ページを御覧いただきたいと思っております。

第14款 国庫支出金でございます。決算額33億9,451万6,000円、前年度に比べまして25億8,294万8,000円の増、率でいいますと318.3%の増となっております。この要因といたしまし

ては、52ページを御覧ください。第2項 国庫補助金の第1目 総務費国庫補助金の右のほうの記載を見ていただきたいと思いますが、特別定額給付金事業費補助金22億1,780万円、これは1人10万円を支給する制度に対する補助金でございます。これと、あとその下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,376万9,000円、これが令和2年度の国庫支出金の主な増加の要因ということになります。

続きまして、54ページをお開きください。

第15款 県支出金、決算額5億5,974万円、前年度比11.6%増でございます。

この第14款 国庫支出金と第15款 県支出金につきましては、県が実施した事業に伴いまして、国・県からの負担金、補助金となります。補助率等も記載をしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、2ページ飛んでください。58ページの第16款 財産収入でございます。決算額358万9,000円、前年度比29.8%増となっております。主な要因といたしましては、第2項 財産売払収入、第2目の物品売払収入で、保育所の幼児用バス3台を売却したものが主な増の要因となっております。

第17款 寄附金、決算額7,694万6,000円、前年度比119.3%増でございます。内訳といたしましては、次の60ページをお開きください。第2目の総務費寄附金でかさまつ応援寄附金が7,288件、6,061万1,000円の御寄附を頂きました。そのほかの科目では篤志者などからの寄附金13件、1,633万5,000円の御寄附を頂いたところでございます。

続きまして、62ページをお開きください。

第20款 諸収入、決算額8,439万4,000円、前年度比66.2%増でございます。主なものといたしましては、福祉医療費等に係る過年度収入や市町村振興協会市町村交付金などでございます。

続いて64ページを御覧ください。

第21款 町債でございます。決算額3億3,931万7,000円、前年度比12.9%増でございます。内容につきましては、先ほど25ページで説明をしましたので、省略をさせていただきます。

以上が歳入でございます。

続いて、66ページから一般会計の歳出について記載をさせていただいております。

まず全体的な傾向といたしまして、令和2年度は例年の決算とは異なりましてコロナ関連が中心となった決算となっております。コロナの影響によりまして、町主催、また団体主催のイベントや行事が縮小、中止となりました。そして、コロナ感染対策防止といたしまして、マスクや消毒液、空気清浄機、アクリル板等々の消耗品や備品を購入、また水道の蛇口レバー化や自動水栓、トイレの改修など、公共施設、学校、保育所、福祉施設等で感染対策を行ったところでございます。

そして、町民の支援といたしましては、1人10万円の特別定額給付金の支給、あと児童手当

受給者への一時金支給、水道料金基本料の免除等々を実施いたしました。そして、町民と企業の支援といたしましては、クーポン券の発行事業、あと住宅リフォーム助成なども実施しております。

企業を対象とした支援といたしましては、時短要請に応じました飲食店等への協力金の一部負担、あと国・県からの支援の上乗せ助成を実施したところでございます。また、学校では、学校休業中も授業が継続できるよう1人1台のタブレットを配付し、GIGAスクールの整備をいたしたところでございます。さらには、コロナワクチン接種のための体制整備を整えたところでございます。このように令和2年度は、国・県の財源を活用しましてコロナ関連の経費が大半を占めた決算となっておりますところでございます。

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず第1款 議会費でございます。決算額6,987万3,000円、前年度比0.4%の増でございます。

第2款 総務費、決算額31億4,751万4,000円、前年度比311%の増でございます。この第2款の総務費の右側ですね。翌年度への繰越明許額ということで5,050万3,000円が記載をしておりますが、令和2年度から令和3年度に繰り越した額を表示しております。内容につきましては、7人乗りのワンボックスカーの購入費、公共施設7か所への防犯カメラ設置工事、巡回町民バス2台の購入費、産官学連携共同研究調査費の4事業の繰越しをさせていただきました。

それでは68ページを御覧ください。

第3目の財産管理費の中で、その他施設管理事業がございます。雨漏りがしてございました県町書庫の屋根の改修を実施いたしました。

第5目 町民バス運行費の公共施設巡回町民バス運行事業でございます。延べ利用人数5万3,225人、これはコロナの影響によりまして、前年度に比べ2万5,624人減という状況になりました。令和2年10月より御要望の多かった松波総合病院前のバス停追加や、6時台、19時台の増発便を実施したところでございます。

第6目 防災対策費の一番下にあります公用車管理事業でございます。避難所資材を運搬するための防災トラックを購入しております。

続きまして70ページをお開きください。一番上の防災備品管理事業でございます。備蓄の飲食品の計画的な更新に加えまして、コロナ対策避難所備品といたしまして、パーティション、また避難者用の間仕切りを購入いたしました。その下の自主防災組織育成事業でございます。自主防災会防災備品の整備促進を図るため、補助率を2分の1から3分の2に引き上げまして、18の町内会に補助をしたところでございます。

第8目 諸費の中で路線定期運行維持費補助事業でございます。こちらはコロナの影響によりまして路線バスの利用者が大幅に減少をいたしました、町内の交通網の維持を目的に運行

を継続していただいた岐阜乗合自動車株式会社に対しまして、令和2年度に限り補助をさせていただきます。

続きまして、第2項 企画費、第1目 企画総務費の中の一番下、情報化推進事業になりますが、次の72ページのほうへ行っていただきたいと思えます。右側の丸6つ目のところになりますが、公共施設のフリーWi-Fi環境整備工事といたしまして、役場、福祉健康センター、中央公民館の3施設に整備をいたしました。

その下の総合計画策定事業につきましては、町の最上位計画と位置づけをしまして、令和3年度から令和12年度までの10年間の第6次総合計画を策定したところでございます。

少し下のまちづくり事業でございます。右側の丸、下から4つ目でございますが、コロナの感染症に対応した新しい避難様式に関する岐阜聖徳学園大学との共同研究の実施、そして、その下には笠松菓子工業組合によります地域の名産品「隕石もなか」等の開発に伴う地域の名産品魅力発信事業補助金、その下は、令和3年2月19日に発足しました笠松町プロモーション協会への観光・シティプロモーション活動事業補助金、その下は、リバーサイドタウンかさまつ計画に係る先導的官民連携手法検討調査委託料など、新規事業を行ったところでございます。

2つ下へ行きますと、かさまつ応援事業でございます。寄附金を多く頂きました令和2年度に関しまして、過去最高の6,000万円を超えた寄附を頂きました。お礼の品につきましても、新商品などパートナー事業者さんの御協力もいただきまして7,927件、2,607万6,000円を町内企業にお支払いをさせていただきました。商工業の発展にもつながっているのではないかと思っております。

一番下に行きますと、新型コロナウイルス対策事業でございます。国のコロナの臨時交付金を活用いたしまして、各種感染拡大防止や住民生活支援の展開をさせていただきました。マスク、消毒、体温計等の消耗品、空気清浄機、飛散防止用のアクリル板等々を整備したところでございます。

次のページに行ってくださいと、74、75ページですが、一番上、テークアウトクーポン券の事業補助、そしてその下の丸につきましては、議員の皆様から御要望をいただきました水道料金基本料等の免除に対する補助を実施したところでございます。

その下の事業では、特別定額給付金事業でございます。こちらは、令和2年4月20日閣議決定をいたしました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、迅速かつ的確に家庭への支援を行うため1人当たり10万円を支給する制度でございます。笠松町では2万2,178人に支給をいたしました。

第3項 徴税费、第2目 賦課徴収費でございます。76ページ、77ページを御覧いただきたいと思えます。77ページの一番上の表でございますが、こちらは町税全体の収納率を記載しております。現年課税分で98.7%、滞納繰越分で22.2%、全体では95.7%でございます。

第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目の戸籍住民基本台帳費の中の住民基本台帳ネットワークシステム事業でございます。令和2年度のマイナンバーカードの発行枚数、令和3年3月31日現在ではございますが、3,367枚、累計で6,358枚、交付率は28.6%となっております。

続きまして、78ページを御覧いただきたいと思います。

第6項の統計調査費でございます。令和2年度は国勢調査を実施いたしました。速報値では人口2万2,220人、5年前の前回より530人減という状況となっております。

続きまして、第3款 民生費でございます。決算額24億5,535万円でございます。翌年度への繰越額1億9,751万9,000円につきましては、介護施設の防災等を目的とした改修補助、あと福社会館1階トイレの洋式化、新こども館建設事業費の3事業を令和3年度に繰り越しているものでございます。

第1項 社会福祉費、第3目の老人福祉費になりますが、記載がしてあるのが80ページ、81ページになりますので、次のページをお開きください。81ページの丸の4つ目になります笠松菓子工業組合補助金でございますが、こちらにつきましては、コロナ禍での独り暮らしの高齢者の安否確認に合わせ、菓子詰め合わせを335人に配付したものでございます。

続いて、82ページを御覧ください。

第6目の福社会館費でございます。こちらにつきましては、コロナの感染拡大防止のため、浴室、いわゆるお風呂と機能回復訓練教室を開設したことによりまして、前年度に比べまして8,562万円の減となっておりますのでございます。

第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の中で、次の84ページの2つ目の事業になります保育総合支援事業でございます。85ページの一番下の表から次のページにも記載しておりますが、コロナの対策といたしまして、マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、あと蛇口のレバーや自動水栓化の整備など、国や県の補助金を活用して各保育所へ財政支援を実施したところでございます。

続きまして86ページの中段辺り、子育て世代臨時特別給付金事業でございます。こちらはコロナ禍の子育て世代の支援といたしまして、令和2年4月の児童手当受給者に対しまして、1人1万円一時金を支給しました。支給児童数は2,810人でございます。

第2目のこども館費につきましては、新こども館の建設に当たりまして地質や土壌、埋設物の調査と基本設計策定等の調査設計業務を委託したところでございます。

続きまして、88ページを御覧ください。

第3目の子育て支援推進費でございます。その中の放課後児童クラブ運営事業でございます。年間289日開設をいたしました。また、県の補助金を活用しまして空気清浄機、壁かけ扇風機、水道の蛇口のレバー化や自動化を整備したところでございます。

続きまして、90ページを御覧いただきたいと思います。2つの目の事業でございます。子育て

てウッドスタート事業でございますが、こちらは新生児へ白川町産の積み木をプレゼントいたしました。配付者は155人でございます。

続いて、第4款 衛生費、決算額9億7,421万円、前年度比6.9%増でございます。繰越明許額の1,530万3,000円につきましては、緑町地内の粗大ごみの持込み施設の整備費1事業を繰り越しさせていただいております。

第1項 保健衛生費の中で92ページを御覧ください。

第2目の予防費でございます。その中の予防接種事業でございますが、新たにロタウイルスワクチンが定期接種になったことや、中学生までの小児インフルエンザ予防接種助成を実施いたしました。

少し下へ行きますと、新型コロナウイルス対策事業でございます。町内の医療、介護、障害福祉施設へ感染防止対策としまして1施設当たり10万円を給付いたしました。医療関係が34件、介護施設が16件、障害福祉施設が5件、計55施設に給付をいたしました。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。ワクチンの接種体制の整備ということで冷蔵庫用の電源設置、人材派遣、予約システムの使用料、自動車の借り上げ、パーティションやパソコン等を購入しまして体制整備を整えたところでございます。

続きまして次のページ、94ページの一番上、健康診査実施事業では、はつらつ健診は新型コロナウイルス感染症のため中止となっております。

次のページ、96ページを御覧ください。

第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございます。地域廃棄物減量等推進事業でございます。その中でごみ減量化推進補助金でございます。コロナ禍での在宅生活のためごみ量の増加を懸念いたしまして、電気式の生ごみ処理機などの補助率を令和2年度に限り90%に拡充したことによりまして、多くの方に御活用いただいたところでございます。実績につきましては、表に記載のとおりとなります。

ごみ収集・処分事業でございます。決算額5億8,749万4,000円、前年度に比しまして2,246万5,000円増となっておりますが、増の要因としましては、委託料で約1,200万円、そして施設組合の負担金で約1,000万円の増となっているところでございます。

続きまして、98ページを御覧ください。中段辺りの資源ごみ回収拠点整備事業でございます。コロナの感染リスクの軽減や利便性の向上を図るため、資源ごみ回収拠点といたしまして、中央公民館、松枝公民館、総合会館の3か所に整備をいたしました。

第5款 農林水産業費、決算額4,534万2,000円、前年度比9.1%の増でございます。100ページを御覧ください。中段辺り第2項 林業費、第1目 林業振興費でございます。国からの森林環境譲与税を基金に182万4,000円積立てをさせていただきました。令和2年度は白川町との「山の日のつどい」はコロナの影響により中止となっております。

続いて、第6款 商工費、決算額7,635万9,000円、前年度比55.3%の増でございます。繰越明許額の611万円につきましては、国の雇用調整助成金の上乗せ補助、この経費1件を繰り越しております。

第1項 商工費、第2目 商工振興費でございます。102ページを御覧ください。一番上の事業、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業でございます。事業者支援といたしまして、こちらの右側に記載のとおり、国や県からの支援に対する上乗せ補助や、商工会が実施をしました事業者支援に対する補助を行ったところでございます。

第3目 観光費の観光促進事業では、新型コロナウイルスの感染症の影響で川まつり、リバーサイドカーニバル、春まつりが中止となっているところでございます。

第7款 土木費、決算額5億632万3,000円、前年度比32.9%の減でございます。繰越明許額の2,615万8,000円につきましては、議員の皆様から御要望がございましたが、コロナの影響で中止となったイベント等の不用額を財源といたしまして、未着手となっております道路舗装や側溝の要望箇所の早期解消を図るということで、その工事費3事業を繰り越しさせていただいたところでございます。

続きまして、104ページを御覧いただきたいと思っております。

第3項 河川費の第2目 河川新設改良費でございます。円城寺の雨水調整池が令和元年度に完成をしたことによりまして、前年度から1億9,227万6,000円減額となっております。令和2年度には周辺歩道、側溝新設工事などを実施したところでございます。

一番下の第2目の公園費でございます。みなと公園でありますとか、次のページにありますサイクリングロードの整備事業では、令和2年7月の豪雨によりまして、木曾川の増水によりみなと公園とサイクリングロードの土砂の撤去を実施したところでございます。

106ページの第8款の消防費でございます。決算額3億7,057万9,000円、前年度比の1.6%減でございます。第1項 消防費、第1目の非常備消防費でございます。消防団等活動事業では、団員数が115人という状況でございます。令和2年度は県の操法大会が中止となっているところでございます。

第9款 教育費、決算額10億5,792万1,000円、前年度比60.5%の増でございます。繰越明許額の1,377万1,000円は小・中学校のICT整備、小・中学校のコロナ対策、あと公共施設予約システムの整備委託等5事業を繰り越しさせていただいております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の教育委員会運営事業でございます。前年度に比べまして2,500万円強の増となっておりますが、表に記載をしておりますように、小・中学校の教育学習支援といたしまして、学習支援員、特別支援アシスタント等の予算を町の予算から教育委員会の予算へ移行したことによりまして、教育委員会への分担金が増加をしているところでございます。

次のページ、108ページを御覧ください。上から5つ目の事業になりますが、学校教育活動再開支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症及び学校再開の準備における交付金といたしまして、25万円を各学校へ支給をしたところでございます。

第2項の小学校費に移ります。次のページ、110ページを御覧ください。上から2つ目の事業、情報教育ネットワーク事業1億3,208万6,000円でございます。こちらは国のGIGAスクール構想に合わせた整備を推進、またコロナによります臨時休校となってもオンライン授業等を実施いたしまして、子供たちの学習が継続できる環境を整備いたしました。校内のLAN整備委託でありますとか、パソコンの借り上げ、あと児童1人1台のタブレット端末、それに伴うソフトウェアの使用料等々を整備させていただいたところでございます。

少し下へ行きます、新型コロナウイルス対策事業でございます。各小学校の新型コロナウイルス感染対策のため非接触型の体温計、送風機、サーマルカメラ等整備をさせていただいたところでございます。

第2目の教育振興費でございます。準要保護世帯の支援事業としてコロナの影響によりまして、3か月間の全国一斉臨時休業に伴う準要保護世帯の経済的負担を軽減するため、昼食費相当の支援といたしまして、おこめ券5,000円分を91人に支給しました。

続いて、第3項の中学校費でございます。112ページの上から2つ目の情報教育ネットワーク事業でございますが、こちらは先ほどの小学校費同様でございます。国のGIGAスクール構想に合わせた整備を推進したところでございます。

第2目の教育振興費の準要保護世帯支援事業、こちらも小学校と同様、準要保護世帯の援助としておこめ券5,000円分を26人に支給したところでございます。

続いて、公民館費へ行きます。114ページを御覧いただきたいと思います。2つ目の事業、中央公民館施設管理事業では、利用者2万2,516人ということで、コロナの影響によりまして前年度より2万5,837人減となっております。また、防犯カメラの設置でありますとか、トイレの洋式化改修工事などの整備をいたしたところでございます。

116ページを御覧いただきたいと思います。

一番下、第4目の学校給食費の中でセンター運営事業でございます。令和2年度より学校給食費の公会計化によりまして、賄材料費として8,199万3,000円が増となっているところでございます。

続きまして、118ページです。

第10款 公債費、決算額5億3,657万6,000円、前年度比1.1%の増でございます。借入先別の元金及び利子の償還額、年度末の未償還元金は表に記載のとおりでございます。

第12款 予備費でございます。こちらは、令和2年8月7日付で議員の皆様より御要望をいただいた項目の一つに、今後のコロナ対策のために一般会計予算予備費の拡大ということで項

目がございました。令和2年の9月議会で予備費を1,500万円増額させていただきました。予備費といたしまして、小学校の空調機の故障の対応ですとか、増加したかさまつ応援寄附金のお礼の品代金の増額等々で964万円の予備費を充用させていただいたところでございます。

以上が一般会計の歳出でございます。

続きまして、特別会計のほうの説明をさせていただきますので、その前に見ていただきました最初の決算説明資料、こちらの27ページを御覧いただきたいと思っております。

決算説明資料の27ページ、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額21億2,348万6,516円、前年度比7.7%の減でございます。

歳出総額は20億8,748万2,950円、前年度比7.8%減、差引額3,566円でございます。

歳入総額の21.2%を占めます国民健康保険税は、収入済額で4億4,899万3,081円、前年度比2%減となりました。収納率の合計は67.2%でございます。

未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税2億1,914万1,922円、前年度比で2.5%の減でございます。

第8款 諸収入は、一般被保険者療養給付費返納金で14万3,710円が未収入となっているものでございます。

続きまして、2ページ飛んでいただきまして、31ページを御覧ください。後期高齢者医療の特別会計でございます。

歳入総額3億2,452万7,790円、前年度比12.2%増、歳出総額3億1,788万4,442円、前年度比11.3%増、差引額が664万3,348円でございます。

歳入総額の71.6%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で2億3,244万5,161円、前年度比13.4%増でございます。収納率の合計は98.9%で、前年度比0.1%増でございます。未収入額につきましては247万7,839円で、前年度比2.4%増となりました。

続きまして、2ページ飛んでいただきまして、35ページを御覧ください。介護保険特別会計でございます。

歳入総額19億1,793万4,021円、前年度比3.3%の増でございます。歳出総額18億3,567万4,701円、前年度比3.5%増、差引額8,225万9,320円となりました。

歳入総額の21.6%を占めます介護保険料は、収入済額で4億1,383万2,000円、前年度比1.9%の減でございます。収納率の合計は97.7%で、前年度比0.2%の増でございます。未収入額につきましては995万8,450円、前年度比9.1%の減となりました。

それでは、最後に決算の財産に関する調書ということで、令和2年度一般会計歳入歳出決算というまた別の冊子の62、63ページを御覧いただきたいと思っております。令和2年度一般会計歳入歳出決算、こちらの冊子の62ページ、63ページをお開きください。

決算財産に関する調書ということで、まず1つ目、1. 公有財産、(1)土地及び建物でござ

います。

まず土地につきましては、行政財産の公用で雨水貯留施設が1,971.31平方メートルが増となっております。貯留施設の分が増加になったということでございます。下のほうに行ってくださいまして普通財産といたしまして、1,754平方メートルが減となっております。普通財産が行政財産の貯留施設となっております。ただ、差引きということで増減で217.31平方メートルがございます。これは道路敷であったものが雨水貯留施設になったということで、217.31平方メートルが増となっているものでございます。

続きまして、63ページの右側、建物につきましては、同様に雨水貯留施設として900.28平方メートルが増となっているものでございます。

次のページ、64、65ページを御覧いただきたいと思います。(2)の有価証券、(3)の出資による権利につきましては、令和2年度の増減はございませんでした。

下の第2の物品でございます。まず自動車関係では、乗用車が2台減の7台に、そして普通乗合が1台減で1台に、貨物が2台減で20台に、そしてバスが3台減で4台という結果となっております。

一番下のパーソナルコンピューターにつきましては、リース終了後の譲渡でありますとか、中央公民館の視聴覚室、中学校の校務用のパソコン用の購入ということで67台増の175台となっております。

次のページ、66、67ページを御覧ください。3の基金の状況でございます。

令和2年度末には22件、額といたしまして、表の一番右下になります19億1,855万7,269円の残高となりました。前年度に比べまして466万9,523円が増となっている状況でございます。

以上で4議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（田島清美君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

田中水道部長、よろしく申し上げます。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 私からは、第67号議案及び第68号議案について御説明をさせていただきます。

まず第67号議案、令和2年度笠松町水道事業会計決算について、前年と比較しながら説明をさせていただきます。

まず、この決算書に係る消費税の取扱いについては、16ページの会計処理に関する重要事項

の消費税計数表のとおりとなっておりますので、御参考にしてください。また、会計方針の注記については、27ページにて御確認をお願いいたします。

では、1ページ、2ページをお開きください。収益的収支は、水道事業収益、決算額2億9,766万4,558円で、対前年度約3,800万円の増。

水道事業費用は、決算額2億2,273万5,451円で、対前年度約477万円の増となりました。詳細は5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続いて、3ページ、4ページのほうをお開きください。資本的収支は、資本的収入、決算額4億4,485万8,823円で、対前年度3億2,590万円の増となりました。これは当該年度において、第1水源地改良工事に係る企業債の借入額が前年度より2億8,750万円増額となったことが主な要因でございます。

資本的支出は、決算額6億4,732万855円で、対前年度4億2,920万円の増となりました。主な要因は第1水源地の建設工事ですが、その他建設改良工事の内訳は、11ページの事業報告内の工事概要を御覧ください。また、企業償還金の詳細については、25ページ、26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する2億246万2,032円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続いて、5ページのほうをお開きください。損益計算書は1年間の営業成績のほうを明らかにするものでございます。節別の明細書につきましては、18ページから22ページのほうを御参照いただきたいと思います。

まず、営業収益は1億5,958万6,817円で、対前年度約3,060万円の減となりました。これは営業収益の大部分を占めます給水収益において、前年度約3,011万円、16.1%の減となっております。これは新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策として令和2年2期分から4期分までの3期分、半年間について基本料とメーター使用料を免除したものでございます。

12ページのほうを御覧ください。こちらに業務量の概要のほうが記載してございます。年度末の給水戸数は9,017戸と、前年度に対して52戸の増。年間配水量は前年度に対して4,548立方増、277万7,950立方となりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策による手洗いの増加及び在宅が増えたのではないかと考えられます。有収率については82.9%で、対前年度比0.6%減となっております。配水量の監視を行うとともに、今後も定期的に漏水調査をするなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

給水に要する費用単位である給水原価は82円51銭となり、昨年度の77円69銭から4円ほど増加し、単位収益である給水単価68円36銭を14円以上上回ることになりましたが、これは新型コロナウイルス感染症に対する支援策により、給水収益が減少したことによる影響でございます。減少分は新型コロナウイルス感染症対策経済支援協力補助金を営業外収益に計上しており、実

質の供給単価は83円83銭となりました。

5 ページのほうにお戻りをいただきまして、営業費用は2億947万4,812円で、対前年度約410万円増となりました。これは、第1水源地更新に伴う固定資産税除却費の増が大きな要因でございます。

営業外収益は8,355万2,473円で、対前年度3,680万円の増となりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策経済支援協力補助金の収入によるものでございます。

営業外費用は1,149万4,626円で、対前年度約630万円の増となりました。これは、消費税決算整理分が増加したことなどによる増額となったものでございます。

営業利益と営業外収益及び営業費用と営業外費用を加減しました経常利益は2,216万9,852円で、対前年度約420万円の減となりました。

特別利益は43万6,183円で、対前年度約40万円の増となりました。これは、令和元年度の賞与引当金の戻入れでございます。結果、当年度の純利益は対前年度約240万円減の2,260万6,035円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,367万6,808円に当年度の純利益を加えた当年度の未処分利益剰余金は3,628万2,843円となりました。

右の6ページの利益剰余金計算書は、8ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高に前年度処分額400万円を加算し8,869万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高に前年度処分額2,100万円を加算し4億3,156万5,896円、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,367万6,808円に純利益2,260万6,035円を加えた3,628万2,843円となりました。

次に、剰余金処分計算書（案）ですが、水道事業の財政的基盤を確立し、健全な経営を行うために毎事業年度に生じた利益等の一部等を議会の議決を経て処分するものであります。

当年度の未処分利益剰余金の3,628万2,843円のうち、減債積立金に200万円と建設改良費積み立てに2,000万円の計2,200万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金を前年度と同額程度の1,428万2,843円にしたいと考えております。

7ページ、8ページのほうをお開きください。令和3年3月31日現在における貸借対照表です。

資産の部の内訳として、固定資産は、有形固定資産29億5,882万5,587円で、対前年度約4億4,390万円の増で、その詳細につきましては、23ページ、24ページの固定資産明細書のとおりとなっております。

投資有価証券の1億円は、資産運用を目的に地方公共団体金融機構の20年債、年利0.495%の1億円債券を購入しております。

流動資産は10億1,794万831円で、対前年度約2億5,730万円の増となり、その内訳は、現金

預金、対前年度比 2 億1,820万円増の 9 億5,142万6,351円、未収金が対前年度3,900万円増の 6,610万3,616円となりました。未収金の主なものにつきましては、下水道工事の水道管支障移転工事負担金1,826万1,123円、消費税の還付金3,670万2,594円でございます。

水道料金の収入に関しては、3 月末時点の令和元年度現年分の未収金は893万8,440円、収納率は94.89%です。なお、悪質な滞納者につきましては、給水停止を実施し、使用者の負担の公平化が図れるように努めてまいります。資産合計は、対前年度比24.5%増の40億7,676万6,418円となりました。

負債の部の内訳といたしまして、固定負債は、対前年度比74%増の 8 億7,271万6,960円となっております。これは、今年度企業債の借入れをしたことによる増でございます。

流動負債は 5 億6,899万3,054円で、対前年度比約 3 億8,700万円の増となっております。未払い金の主な内訳は、修繕工事や保守点検業務の営業未払金で1,026万8,294円、配水管及び配水補助管布設替工事等のその他未払い金で 1 億698万6,000円、第 1 水源地の建築、機械設備工事等のその他の未払い金で 4 億1,882万1,100円となっております。

繰延収益は、長期前受金が10億6,779万8,735円で、対前年度比約2,000万円の増となりました。負債の合計は25億950万8,749円で、対前年度約 7 億7,870万円増となりました。

資本の部においては、資本合計は10億1,071万8,930円で、剰余金につきましては、6 ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は15億6,725万7,669円、負債と資本の合計は、資産合計と同額の40億7,676万6,418円となりました。

以上、水道事業会計の決算の説明をさせていただきましたが、9 ページ以降につきましては、決算の附属書類ですので、お目通しをいただきたいと思っております。

水道事業については、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、第68号議案の令和 2 年度笠松町下水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

この決算書類に係る消費税の取扱いについては、15ページのその他の会計経理に関する重要事項の消費税計数表のとおりとなっておりますので、御参考にしてください。また、会計方針の注記につきましては、27ページにて御確認をお願いいたします。

では、1 ページ、2 ページのほうをお開きください。収益的収支は、下水道事業収益、決算額 5 億2,455万1,537円、対前年度約630万円の増、下水道事業費用、決算額 6 億3,222万6,745円、対前年度約2,300万円の減となりました。詳細につきましては、5 ページの損益計算書のほうで御説明をさせていただきます。

続いて、3 ページ、4 ページのほうをお開きください。資本的収支は、資本的収入、決算額 7 億9,081万3,000円で、対前年度約 1 億9,270万円の増となりました。これは、前年度より建

設改良工事が増加したことにより、国庫補助金及び企業債の借入れが増額の原因となったものでございます。

資本的支出は、決算額8億2,838万4,109円で、対前年度約1億6,060万円の増となりました。建設改良工事の主な内容は、11ページの事業報告書内の建設改良工事の概況に、また企業債の償還金詳細については、23ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっておりますので、後ほど御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,757万1,109円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

5ページをお開きください。損益計算書は1年間の経営活動によってどれだけ効果があったことを示すものでございます。その節別の明細は、17ページから20ページに掲載してございますので、御参考にしてください。

営業収益は3億383万7,299円で、対前年度約5,490万円の増となりました。営業収益の大部分を占めます下水道使用料は、対前年度約5,490万円、22.1%増となりました。これは、令和元年10月から下水道使用料が改定されたことによるものでございます。

12ページのほうをお開きください。業務量の概要のほうに記載してございます。年度末の整備面積は519.24ヘクタールと、前年度に対して3.8ヘクタールの増、処理人数は1万9,764人で、前年度に対して114人の増、水洗人数は1万6,863人で、前年度に対して268人の増となっており、その結果、普及率89.6%、水洗化率85.3%となっております。また、年間汚水処理水量は前年度より2.8%の増の274万1,026立方となりました。有収率については75%で、対前年度比1.2%減となり、定期的に管路調査などを実施し、有収率の向上を図ってまいりたいと思っております。

5ページのほうにお戻りをいただきまして、営業費用は5億3,271万3,468円で、対前年度約640万円の増となりました。これは、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金及び減価償却費の増が主な要因でございます。

営業外収益は1億8,779万6,527円で、対前年度約6,030万円の減となりました。一般会計の繰入れが減になったことが主な要因です。

営業外費用は8,248万4,621円で、対前年度約1,230万円の減となりました。これは、償還が終了した企業債があったことなどにより、支払利息が減少したものによるものでございます。

営業損失と営業外収益及び営業外費用と加減した経常損失は1億2,356万4,263円で、対前年度約42万円の減となりました。特別利益は59万5,211円で、これは賞与の引当金の戻入れ分でございます。

当年度の純損失は1億2,296万9,052円となり、単年度としては赤字となっております。した

がいたして、前年度の繰越欠損金の1億3,636万2,814円に当年度の純損失を加えた当年度の未処理欠損額は2億5,933万1,866円となっております。

続いて、6ページの欠損金計算書は、8ページの貸借対照表に記載されている剰余金の内容を示したものでございます。

利益剰余金につきましては、前年度の繰越欠損金と当年度の純損失を合わせたマイナスの2億5,933万1,866円となっております。財政的基礎を確立し、健全な経営を行うために毎事業年度に生じた利益の一部等を議会の議決を経て処分することになっておりますが、下水道事業につきましては、欠損金のため今回はございません。

欠損金の処理計算書についてでございますが、当年度の未処分利益剰余金2億5,933万1,866円を繰越欠損金として繰り越しをいたします。

7ページ、8ページの貸借対照表を御覧ください。これは、令和3年3月31日現在における財政状況を示すものでございます。

資産の部は、固定資産が有形固定資産の現在高の合計は、対前年度約3,880万円増の101億8,907万8,079円、無形固定資産の現在高は、対前年度約14万円減の8億6,507万1,674円となり、固定資産の現残高の合計は、対前年度約3,860万円増の110億5,414万9,753円です。固定資産の詳細は、21ページ、22ページの明細書のとおりでございます。

流動資産は、対前年度約1億3,970万円増の2億7,766万5,267円となり、その内訳は、現金預金、対前年度約1億3,720万円の増、2億5,775万3,510円、未収金、対前年度約240万円増の1,991万1,757円となりました。未収金の主なものは、下水道使用料が令和2年度現年度分の未収額として1,334万7,011円、3月末の収納率は95.97%となっております。なお、悪質な滞納者につきましては、上水道事業と連携をいたしまして、使用者の公平負担が図られるように努めてまいります。

資産の合計は、対前年度比1.6%増の113億3,181万5,020円となっております。

負債の部は、固定資産が対前年度比0.8%増の40億2,590万9,440円となっております。これは、企業債等元金償還分でございます。

流動負債は、対前年度比15.5%増の6億2,614万7,125円となっております。流動負債のうち未払い金の内訳は、流域下水道維持管理委負担金や保守点検業務等の営業未払いで1,287万1,176円、管渠埋設工事、流域下水道建設負担金等のその他未払い金で1億8,996万1,896円となっております。

繰延収益は、長期前受金が対前年度比3.5%増の54億5,950万6,482円となりました。負債の合計は、対前年度比約3億130万円増となる101億1,156万3,047円となりました。

資本の部においては、資本金合計が14億7,958万3,839円となっております。

剰余金につきましては、6ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本合計は12億2,025万1,973円、負債と資本の合計は、資産合計と同額の113億3,181万5,020円となりました。

以上で下水道事業会計に関する決算の説明を終わらせていただきました。9ページ以降につきましては、決算の附属書類ですので、後ほどお目を通していただきたいと思いますと思っております。

以上で説明のほうを終了させていただきます。

○議長（田島清美君） 令和2年度一般・特別会計の歳入歳出決算、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和2年度笠松町水道事業会計決算、令和2年度笠松町下水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員、よろしく申し上げます。

○監査委員（小林正明君） 議長のお望みにより報告させていただきます。

お手元の審査意見についてを参照してください。

令和2年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法第241条第5項の規定により基金の運用状況を示す書類を、令和3年8月23日、25日、26日の3日間にわたり笠松町役場特別会議室において審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じて適正に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

中身につきましては、本年度の一般会計の決算額は、歳入99億1,747万1,285円、歳出94億1,628万8,231円であり、前年度と比較すると、新型コロナウイルス感染症対策など交付金及び経費により、歳入で39.1%、歳出で39.0%増加しておりました。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入142億8,341万9,612円、歳出136億5,733万324円であり、前年度と比較すると、歳入で23.4%、歳出で23.1%増加しておりました。

そして、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については490万2,000円の赤字となり、前年度の8,810万8,000円の赤字に比べ減少しました。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.5%で、前年度より4.4%改善しました。今後も町の財政状況は引き続き厳しい状況が続くと思慮されることから、歳入にあつては、一般財源の多くを占める税等の自主財源の確保充実や未収入額の縮減に最大限努める必要があります。

一方で、歳出にあつては、義務的経費をはじめ物件費、補助費等の経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策、事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定

かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものがあります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでありますので、お目通しをください。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度基金の目的及び用途を整理し、有効な活用方法について調査・研究をされるよう望むものであります。

また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続きまして、財政健全化法の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月23日に審査いたしました。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類等についても、適正にかつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、公営企業等において資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されておりません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、令和2年度笠松町水道事業会計決算審査意見について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年8月25日、笠松町役場特別会議室において、令和2年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので、御報告します。

収益的収入については、給水戸数が前年度に対し微増となるものの、料金収入である給水給水収益が対前年度比16.1%減少している中、他会計補助金などの増加によりまして、収入総額は対前年度14.6%増の2億9,766万4,558円となっています。

一方、収益的支出は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費などが減少したものの、資産減耗費、雑支出など増加したことにより、支出総額は対前年度比2.2%増の2億2,273万5,451円となり、純利益が2,260万6,035円で黒字決算となっております。

また、資本的収支においては、第一水源地の建設工事並びに機械電気計装設備工事に伴う建設改良費が増加し6億4,732万855円の支出となり、企業債の増加に伴いまして収入のほうは4億4,485万8,823円となっております。

今後の水道事業につきましては、新水道ビジョン及び経営戦略を基に水道事業の果たす役割を踏まえて、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強く信頼性の高

い水の供給を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金については、滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

次に、令和2年度笠松町下水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年8月25日、笠松町役場特別会議室において、令和2年度笠松町下水道事業会計決算を審査しましたので、御報告いたします。

収益的収入については、下水道使用料が対前年度比22.1%増加し、収入総額は対前年度比1.2%増の5億2,455万1,537円となっております。

一方、収益的支出は、普及促進費、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などが増加したものの、総係費、支払利息及び企業債取扱諸費、その他特別損失などが減少したことにより、支出総額は対前年度比3.5%減の6億3,222万6,745円となり、純損失は1億2,296万9,052円の赤字決算となっております。

また、資本的収支においては、建設改良費、企業債償還金の支出が8億2,838万4,109円、国庫補助金、他会計補助金、企業債のほうの収入につきましては、7億9,081万3,000円となっております。

今後の下水道事業については、笠松町下水道事業経営戦略を基に下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、経営基盤の一層の強化に努められるよう期待します。詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じて下水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されて正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

どうも失礼いたしました。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。第69号議案の意見書について、提案理由の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案の提案理由の説明は、省略することに決しました。

第70号議案の提案理由の説明を求めます。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それでは、第70号議案 こども庁の設置を求める意見書についての提案説明をさせていただきます。

これは読みませんので、私の思いを語らせていただいて提案理由に代えさせていただきます。

子供はいつの時代でも宝物であります。子供の置かれる環境が高度成長以来、大きく変化してきております。こうした中で、従来は、厚生労働省や文部科学省が所管省庁として子供のことを扱ってきました。がしかし、今は各省庁にそのことがまたがってきておるということも聞いております。

この中で、国では、皆様御承知のとおり新しい庁を近年で2つつくりました。1つはスポーツ庁、これは2013年に東京にオリンピックが招致されて決定したことを契機として、オリンピックでたくさんのメダルを獲得するための競技力向上を目指すためにスポーツ庁をつくりました。

そして、もう一つは、この9月1日に発足しましたデジタル庁であります。昨年のコロナウイルスが感染して以来、日本の国におけるデジタル化が世界に比べて非常に遅れていたということが露呈をし、日本では、菅総理大臣がデジタル庁をつくるということを昨年の9月に明言されて、1年がかりでこの9月1日に発足したわけであります。

こうした中で、笠松町においても、子供に関することで子供の権利条例を作ってほしいという議員提案をしております。聞くところによれば、この12月にそれが議会に提案されるという話も聞いております。そして、笠松町の役場の職務として福祉子ども課というのも設置されております。

こうしたことから、国においても、やはり子供の事業をいろんなところで窓口を広げるのではなくて、横断的、一体的な窓口としてのこども庁を早期につくっていただく必要があるのではないかなということで、今回の意見書を提出していきたいというふうに私は思っておるわけです。

したがいまして、皆様方にも御理解をいただき、このことを笠松町議会として国に対して提出したいと思しますので、慎重審議御議論いただきまして、議決いただきますことを切にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方をいたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第55号議案 人権擁護委員候補者の推せんについてを先議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案を先議することに決しました。

第55号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。明9月9日から9月14日までの6日間は、議案精読のため休会とし、9月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月9日から9月14日までの6日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（田島清美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時15分

